

～みなさんのご意見をお寄せください～

1 はじめに

「吉川市手話言語条例（案）」は、手話は言語であるとの認識に基づき、全ての市民が手話への理解を深め、ともに支え合う地域社会を目指すことを目的とし制定するものです。

「吉川市手話言語条例（案）」の制定に当たり、みなさんからのご意見を募集します。

2 意見募集概要

(1) 意見募集の期間

令和元年6月3日（月曜日）～令和元年7月2日（火曜日）

※郵送の場合は、7月2日（火曜日）付けの消印まで有効

(2) 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名及び連絡先を明記の上、別紙意見提出用紙にてご提出ください。

※その他の用紙でも構いません。ただし、住所、氏名及び連絡先はご記入ください。

■郵送・持参

〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地

吉川市役所 障がい福祉課

■意見提出箱への投函

「意見提出箱」設置場所

- ・障がい福祉課（市役所1階）
- ・市役所1階市政情報コーナー
- ・中央公民館・おあしす・駅前市民サービスセンター・旭地区センター
- ・東部地区公民館・総合体育館

■ファクシミリ FAX番号：048-981-5392

■Eメール アドレス：syougai-fukushi2@city.yoshikawa.saitama.jp

(3) 意見の公表

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方と対応につきましては、取りまとめた上、令和元年7月中にホームページで公表する予定です。

(4) 留意事項

①記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は吉川市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

②ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

③電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。